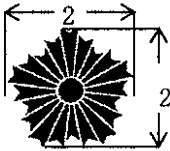


別記様式第一の三の六(第六条の三の四関係)
(表)

		第	年	月	号	日
専用場所駐車標章						
登録(車両)番号						
項	第1号	に該当				
	第2号					
	第3号					
	第4号					
						
公安委員会 印						
標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面(前面ガラスがある場合は、その内側)の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。						

(裏)

(注意事項)

1 この標章を他人に譲り渡し、又は貸与しないこと。

2 この標章は、表面記載の車両以外では使用しないこと。

3 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納すること。

(1) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。

(2) 再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(3) 妊娠中又は出産後8週以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。

4 この標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

(被交付者)

住所

氏名 電話番号その他の連絡先

免許証の番号又は免許情報記録の番号 第 号

備考 1 記号の色彩は銀色、文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。